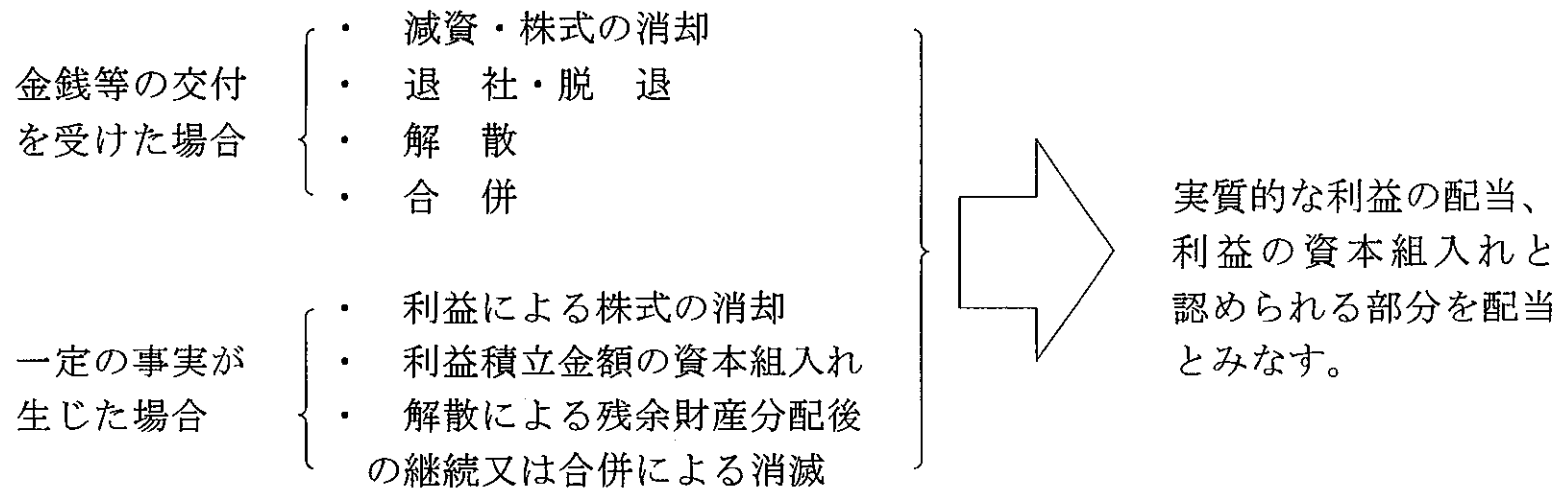


(参 考) 沿 革

- 昭和23年
 - ① 法人が資産を記帳価額で現物出資して別法人を設立した場合（現金出資をして必要な資産を記帳価額で譲渡した場合も含む。）において、その設立により取得した株式を減資の対価として株主に額面価額で譲渡した場合は、記帳価額による出資若しくは譲渡又は額面価額による譲渡を認める。
 - ② 法人の株主が現金出資をして別法人を設立し、これに法人が資産を帳簿価額で譲渡し、その譲渡代金に相当する減資を行った場合には、帳簿価額による譲渡を認める。
なお、上記いずれの場合にも、積立金の一部引継ぎが認められる（蔵税2,758通牒）。
- 昭和25年
 - ① 昭和23年①に同じ（法人税基本通達 253）
 - ② 法人が資産を記帳価額で現物出資して別法人を設立した場合（現金出資をして必要な資産を記帳価額で譲渡した場合も含む。）において、その別法人の全株式を取得するときは、その資産を記帳価額で現物出資することを認める（法人税基本通達 254）。
- 昭和40年 法人税法の全文改正に伴い、法人税法第51条の制定
- 平成3年 土地等の現物出資をした場合の課税の特例（旧措法66）の制定
- 平成10年 本制度の適用要件に次のものが追加された上、土地等の現物出資をした場合の課税の特例が廃止された。
 - ① 国内にある一定の資産を出資して外国子会社を設立するものでないこと。
 - ② 子会社の設立時に、株式等の保有割合が95%未満となることが見込まれていないこと。

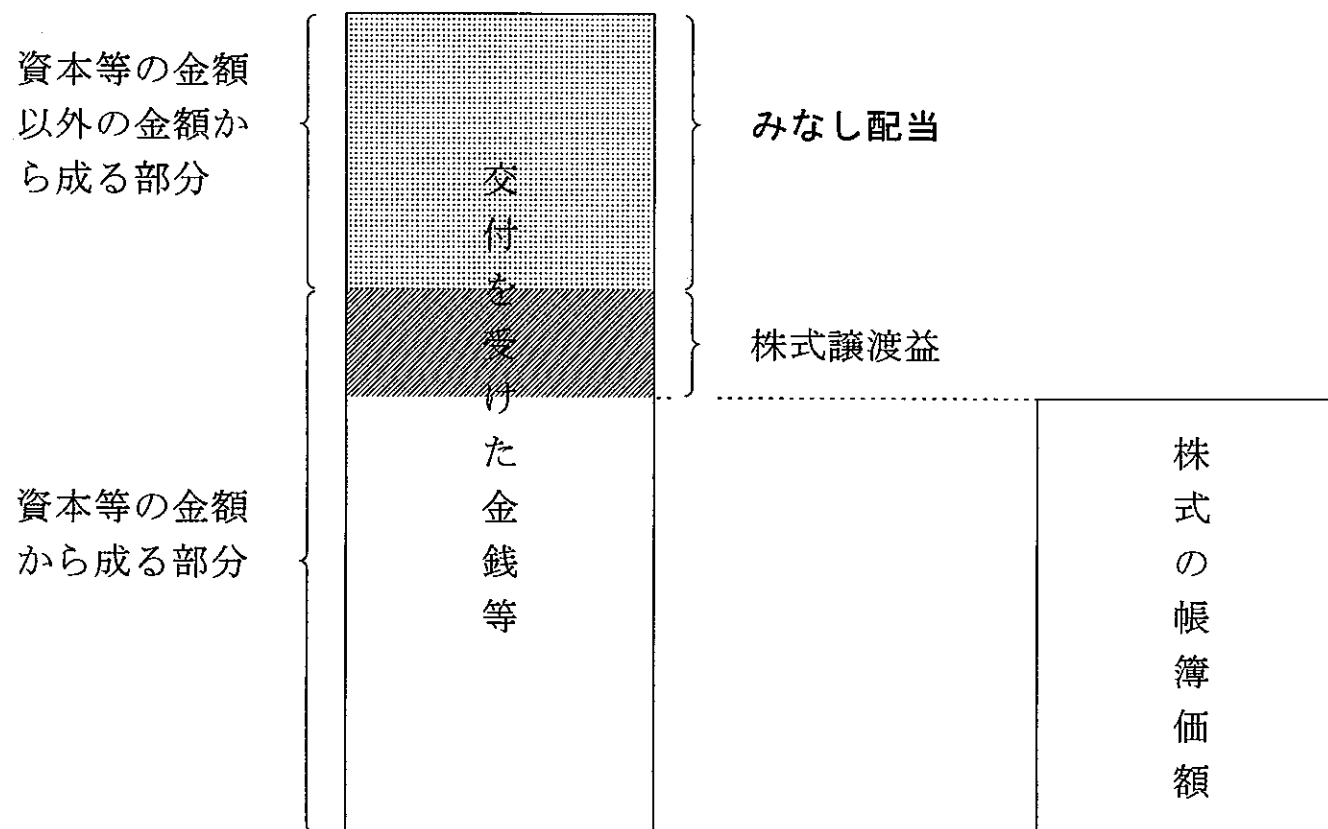
みなし配当

商法上、利益の配当とされないものであっても、実質的に利益の配当と変わらないものは、法人税法上は、配当とみなされる（法法24）。



※ みなし配当のイメージ図については、別添を参照。

みなし配当のイメージ図



(参考 1) 法人課税小委員会報告 (抄)

12. 企業分割・合併等

「(1) 現物出資の課税の特例

- ① 現行法人税法では、企業が子会社を設立するため、所有資産を現物出資した場合には、次のような措置が採られている。つまり、その出資比率が95%以上であること等を条件に、取得した株式又は出資についていわゆる圧縮記帳ができることとし、現物出資資産のキャピタル・ゲインに対する法人税課税の繰延べを認めている。

この現物出資の課税の特例制度については、現物出資する資産に土地等が含まれている場合には、事業継続要件や株式保有継続要件が付加され、課税の繰延割合も80%に制限されている。

- ② 現行制度の下では、法人が海外に子会社を設立する場合であっても圧縮記帳による課税の繰延べができることとされている。海外子会社の場合には我が国の課税権が及ばない形態での課税の繰延べともなり得るので、海外子会社はこの制度の適用対象から除外することが適当である。

なお、現物出資の課税の特例制度に関しては、これを分社化のための措置であることを担保するため、事業継続要件や株式保有継続要件を一般的な要件とすべきではないかとの意見や、平成2年の商法改正を踏まえ出資比率の要件は100%に改めてもよいのではないかとの意見があった。現物出資資産に土地等が含まれている場合の特例措置については、企業の分社化を支援する観点から、課税の繰延割合の上限の引上げや事業継続要件の緩和を検討すべきであるとの意見があった。」

「(2) 合併の場合の清算所得課税等

法人が合併した場合において、合併後存続する法人（合併法人）が合併により消滅する法人（被合併法人）の資産を帳簿価額で引き継いだときは課税されない。一方、合併法人が受入資産の評価換えを行い評価益を計上したときは、合併法人が被合併法人の株主に対して交付した株式その他の資産の価額に応じ、被合併法人の清算所得に対する法人税課税、被合併法人の株主に対するみなし配当課税及び合併法人の合併差益に対する法人税課税が行われる。

このように、現行法人税法は、合併法人が合併に当たって被合併法人が保有していた資産の含み益を顕在化させない限り、法人税を課税しないこととしている。合併による被合併法人の資産の引継ぎは、時価による評価を原則とし、一定の要件に該当する場合に限って課税の繰延べを認めることとすべきではないかとの意見がある。

この点については、現行商法は被合併法人の資産を時価以下で引き継ぐことを認めており、また、被合併法人の全ての資産を個別に時価評価することは困難な場合が少なくないこと等から、基本的には、現行制度を維持することが適当である。

ただし、現行商法では、資本金と株金総額とは切り離されていることから、交付株式の額面金額を基礎として清算所得やみなし配当を計算することとしている現行法人税法の規定は整備する必要があるといった指摘もある。そこで、法人が合併した場合の課税のあり方については、所要の法制上の整備を図っていく必要があると考える。」

第一 商法の一部改正

一 新設分割

1 新設分割の意義

株式会社は、その権利義務の一部を設立する株式会社に承継させるため、新設分割をすることができるものとする。

2 分割計画書の承認

(一) 会社が新設分割をするには、分割計画書を作成し、株主総会の承認を受けなければならないものとする。

(二) 分割計画書には、次の事項を記載しなければならないものとする。

(1) 分割によって設立する会社の定款の規定

(2) 設立する会社が分割に際して発行する株式の種類及び数並びに分割する会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項

(3) 設立する会社の資本の額及び準備金に関する事項

(4) 設立する会社が分割する会社より承継する財産及び債務に関する事項

(5) 設立する会社の取締役及び監査役の氏名

(6) 設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てるときは、分割する会社の分割後の資本の額及び準備金に関する事項

(7) 分割する会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その旨

(8) 分割をすべき時期

(9) 会社が共同して分割により会社を設立するときは、その旨

(三) 分割計画書の要領は、第二百三十二条に定める通知に記載しなければならないものとする。

(四) 一の決議は、第三百四十三条の規定によらなければならないものとする。

(五) 設立する会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定める場合において、分割する会社の定款にその定めがないときは、(一)の決議は、第三百四十八条第一項の規定によらなければならないものとする。ただし、

設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てない場合には、この限りでないものとする。

分割計画書の備置き等

(一) 取締役は、2の(一)の株主総会の会日の二週間前から分割の日の後六月を経過する日まで、次の書類を本店に備え置かなければならないものとする。

(二) 分割計画書

(3) 2の(一)の株主総会の会日の前六月内の日において作成した分割する会社の貸借対照表

(4) (3)の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

(5) 最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

(6) (5)の損益計算書のほか(3)の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、その損益計算書

(二) 株主及び会社の債権者は、営業時間内いつでも(一)の書類の閲覧を求め、又は会

社の定めた費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができるものとする。

4 株主の株式買取請求権

- (一) 2の(一)の株主総会に先立ち、会社に対して書面で分割に反対の意思を通知し、かつ、総会において分割計画書の承認に反対した株主は、会社に対して自己の有する株式を承認の決議がなければその有すべき公正な価額で買い取るべき旨を請求することができるものとする。

- (二) 第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、(一)の場合に準用するものとする。

5 債権者保護手続

- (一) 会社は、2の(一)の承認の決議の日から二週間内に、その債権者（設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てない場合において、分割後もなお分割する会社に対して債権を有することとなるものを除く。5及び13において同じ。）に対し、分割に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報をもって公告し、かつ、判明している債権者には各別にこれを催告しなければならないものとする。

- (二) 第一百条第一項後段、第二項及び第三項並びに第三百七十六条第三項の規定は、

- (一)の場合に準用するものとする。

6 端株の処理

第二百十七条第一項及び第二項の規定は、設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てる場合において、一株に満たない端数を生じるときについて、準用するものとする。

7 分割による株式の消却又は併合

- (一) 営業年度の終わりにおいて分割する会社の貸借対照表上の純資産額を発行済株式の総数をもって除した額が五万円に満たないおそれがあるときは、分割する会社は、その額を五万円以上とするため、株式の消却又は併合をしなければならないものとする。

- (二) 第二百十五条第一項及び第二項の規定は(一)の株式消却の場合に、第二百十四条第二項及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は(一)の株式併合の場合に準用するものとする。

8 設立する会社の資本の額

設立する会社の資本は、分割する会社から承継する財産の価額から承継する債務の額を控除した額を超えることができないものとする。この場合において、設立する会社が分割に際して額面株式を発行するときは一株の金額にその株式の総数を乗じた額、無額面株式を発行するときは五万円にその株式の総数を乗じた額は、資本に組み入れなければならないものとする。

9 設立した会社及び分割した会社の資本準備金等

- (一) 設立した会社が分割した会社から承継した財産の価額がその会社から承継した債務の額及び設立した会社の資本の額を超えるときは、設立した会社は、その超過額は、資本準備金として積み立てなければならないものとする。

- (二) 設立した会社が分割に際して発行した株式を分割した会社の株主に対して割り当てた場合には、設立した会社は、(一)の超過額のうち分割した会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額に相当する金額は、資本準備金としないことができるものとする。この場合には、その利益準備金に相当する金額は、設立した会社の利益準備金としなければならないものとする。

- (三) 設立した会社が分割に際して発行した株式を分割した会社の株主に対して割り当てた場合において、設立した会社が(二)により利益準備金その他会社に留保する利益の額を定めたときは、分割した会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額から、これを控除しなければならぬものとする。
- 10 簡易な分割の手続

- (一) 設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てない場合において、設立する会社が分割する会社から承継する財産の価額から承継する債務の額を控除した額が、最終の貸借対照表により分割する会社に現存する純資産額の十分の一を超えないときは、2の(一)の承認を得ることを要しないものとする。

- (二) (一)の場合には、分割計画書に、2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を記載しなればならぬものとする。

- (三) 分割する会社は、分割計画書を作成した日から二週間内に、分割をすべき時期及び2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならぬものとする。

- (四) 分割する会社の発行済株式の総数の六分の一以上に当たる株式を有する株主が(三)による公告又は通知の日から二週間内に会社に対して書面をもって分割に反対の意思を通知したときは、10に定めた手続による分割をすることができないものとする。

- (五) (一)の本文の場合における3及び5の適用については、3の(一)中「2の(一)の株主総会の会日の二週間前」とあり、3の(一)の(3)中「2の(一)の株主総会の会日」とあるのは「5の(一)又は10の(三)による公告、催告又は通知の日中最初の日」と、5の(一)中「2の(一)の承認の決議の日」とあるのは「分割計画書を作成した日」とするものとする。

11

分割の公告

- (一) 設立する会社が分割に際して発行する株式を分割する会社の株主に対して割り当てるときは、分割する会社は、分割をする旨及び会社の定める一定の日において株主名簿に記載されている株主が分割により設立する会社の発行する株式を受ける権利を有すべき旨を、その日の二週間前、もしその日が第二百二十四条ノ三第一項の期間中であるときは、その期間の初日の二週間前に公告しなければならぬものとする。

- (二) (一)の場合において会社の分割をしたときは、設立した会社は、遅滞なく、(一)の株主及び株主名簿に記載されている質権者に対して、その株主の受ける株式の額面無額面の別、種類及び数を通知しなければならぬものとする。

12

分割の登記

- 会社が新設分割をしたときは、本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に、分割した会社については変更の登記を、設立した会社においては第百八十八条に定める登記をしなければならぬものとする。

13

分割の効力

- (一) 新設分割は、分割によつて設立した会社がその本店の所在地において、第百八十八条に定める登記をすることによつて効力を生じるものとする。
- (二) 設立した会社は、分割計画書の定めるところにより、分割した会社の権利義務を承継するものとする。ただし、5の(一)の各別の催告を受けなかった債権者に対する分割する会社の債務については、分割計画書の記載にかかわらず、分割によりその債務が帰属するものとされなかつた会社も、また弁済の責に任ずるものと

する。

(三) (二)のただし書の場合においては、その会社の責任は、分割の日から二年内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、二年を経過したときに消滅するものとする。

14 分割する会社及び設立する会社の競業禁止

(一) 分割をした場合において、分割計画書に別段の定めがないときは、分割する会社又は設立する会社は、同市町村及び隣接市町村内において、二十年間、他方の会社の営業と同一の営業をすることができないものとする。

(二) 分割する会社及び設立する会社が他方の会社の営業と同一の営業をしない旨の規定を分割計画書に記載したときは、その規定は、同府県及び隣接府県内において、かつ、三十年を超えない範囲内においてのみ効力を有するものとする。

(三) 分割した会社及び設立した会社は、(一)及び(二)にかかわらず、不正の競争の目的をもって、他方の会社の営業と同一の営業をすることができないものとする。

15 分割事項記載書面の備置き等

(一) 取締役は、5の手続の経過、分割の日、設立した会社が分割した会社から承継した財産の価額及び債務の額その他の分割に関する事項を記載した書面を分割の日から六月間本店に備え置かなければならないものとする。

16 新設分割無効の訴え

(一) 分割無効の訴えは、分割の日から六月内に訴えをもつてのみ主張することができ、するものとする。

(二) 分割無効の訴えは、各会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又は分割を承認しない債権者に限り提起することができ、するものとする。

(三) 分割無効の訴えは、設立する会社の本店の所在地の地方裁判所の管轄に専属するものとする。

(四) 分割を無効とする判決が確定したときは、分割した会社は、分割により設立した会社が分割後負担した債務につき弁済の責任を負い、分割により設立した会社が分割後取得した財産は、分割した会社の所有に属するものとする。

(五) 第二百五条第二項から第四項まで、第百六条、第百九条及び第一百十条の規定は、(一)の訴えについて準用するものとする。

17 新設分割無効の登記

分割を無効とする判決が確定したときは、本店及び支店の所在地において、分割した会社については変更の登記を、設立した会社については解散の登記をしなければならぬものとする。

二 吸収分割

1 吸収分割の意義

株式会社は、その一方の権利義務の一部を他方に承継させるため、吸収分割をすることができ、するものとする。

2 分割契約書の承認

(一) 会社が吸収分割をするには、分割契約書を作成し、株主総会の承認を受けなければならぬものとする。

(二) 分割契約書には、次の事項を記載しなければならないものとする。

(1) 分割によつて権利義務を承継する会社が分割により定款の変更をするときは、その規定

- (2) 承継する会社が分割に際して発行する株式の総数、額面無額面の別、種類及び数並びに分割する会社又はその株主に対する新株の割当てに関する事項
 - (3) 承継する会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
 - (4) 分割する会社の株主で承継する会社の株主となるべきものに対して支払をすべき金額を定めたときは、その規定
 - (5) 承継する会社が分割する会社より承継する財産及び債務に関する事項
 - (6) 承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に対して割り当てるときは、分割する会社の分割後の資本の額及び準備金に関する事項
 - (7) 分割する会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その旨
 - (8) 各会社において(一)の承認の決議をすべき株主総会の期日
 - (9) 分割をすべき時期
 - (10) 各会社が分割の日までに利益の配当又は第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額
 - (11) 承継する会社につき分割に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定
- (三) 分割契約書の要領は、第二百三十二条に定める通知に記載しなければならないものとする。
- (四) (一)の決議は、第三百四十三条の規定によらなければならないものとする。
- (五) 承継する会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、分割する会社の定款にその定めがないときは、分割する会社における(一)の決議は、第三百四十八条第一項の規定によらなければならないものとする。ただし、承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に對して割り当てない場合には、この限りでないものとする。
- (六) 承継する会社が分割により定款を変更して(五)の定めを設ける場合においては、その会社及び分割する会社で定款にその定めがないものにつき、(五)と同様とするものとする。

3

- 分割契約書等の備置き等
- (一) 取締役は、2の(一)の株主総会の会日の二週間前から分割の日の後六月を経過する日まで、次の書類を本店に備え置かなければならないものとする。

- (1) 分割契約書
- (2) 承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に対して割り当てるときは、その割当てに関する事項について、その理由を記載した書面
- (3) 2の(1)の株主総会の会日の前六月内の日において作成した各会社の貸借対照表

- (4) (3)の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
- (5) 各会社の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書
- (6) (5)の損益計算書のほか(3)の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、その損益計算書

- (二) 株主及び会社の債権者は、営業時間内いつでも(一)の書類の閲覧を求め、又は会社の定めた費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができるものとする。

4

- 株主の株式買取請求権
- (一) 2の(一)の株主総会に先立ち、会社に対して書面で分割に反対の意思を通知し、かつ、総会において分割契約書の承認に反対した株主は、会社に対して自己の有する株式を承認の決議がなければその有すべき公正な価額で買い取るべきことを

請求することができるものとする。

(二) 第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、(一)の場合に準用するものとする。

5 分割新株の発行に代わる自己株式の移転

承継する会社は、分割に際してする新株の発行に代えて、その有する自己の株式で第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するものを分割する会社又はその株主に移転することができるものとする。この場合においては、移転すべき株式の総数、額面無額面の別、種類及び数を分割契約書に記載しなければならないものとする。

6 債権者保護手続

(一) 会社は、2の(一)の承認の決議の日から二週間内に、その債権者（承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に対して割り当てない場合において、分割後もなお分割する会社に対して債権を有することとなる分割する会社の債権者を除く。6及び16において同じ。）に対し、分割に異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を官報をもって公告し、かつ、判明している債権者には各別にこれを催告しなければならないものとする。

(二) 第百条第一項後段、第二項及び第三項並びに第三百七十六条第三項の規定は、(一)の場合に準用するものとする。

7 端株の処理

第二百十七条第一項及び第二項の規定は、承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に対して割り当てる場合において、一株に満たない端株を生じるときについて、準用するものとする。

8 分割による株式の消却又は併合

(一) 営業年度の終わりにおいて分割する会社の貸借対照表上の純資産額を発行済株式の総数をもつて除した額が五万円に満たないおそれがあるときは、分割する会社は、その額を五万円以上とするため、株式の消却又は併合をしなければならぬものとする。

(二) 第二百十五条第一項及び第二項の規定は(一)の株式消却の場合に、第二百十四条第二項及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は(一)の株式併合の場合に準用するものとする。

9 承継する会社の資本の額

承継する会社の資本は、分割する会社から承継する財産の価額から次の金額を控除した額を限度として増加することができるものとする。この場合において、分割に際して額面株式を発行するときは、一株の金額にその株式の総数を乗じた額は、資本に組み入れなければならないものとする。

(1) 分割する会社から承継する債務の額

(2) 分割する会社の株主に支払をすべき金額

(3) 5により分割する会社又はその株主に移転する株式につき会計帳簿に記載した価額の合計額

10 承継した会社及び分割した会社の資本準備金等

(一) 承継した会社が分割した会社から承継した財産の価額がその会社から承継した債務の額、その会社の株主に支払った金額及び5によりその会社又はその株主に移転した株式につき会計帳簿に記載した価額の合計額並びに承継した会社の増加した資本の額を超えるときは、承継した会社は、その超過額は、資本準備金として積み立てなければならないものとする。

(二) 承継した会社が分割に際して発行した新株を分割した会社の株主に対して割り当てた場合には、承継した会社は、(一)の超過額のうち分割した会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額に相当する金額は、資本準備金としないことができるものとする。この場合には、その利益準備金に相当する金額は、承継した会社の利益準備金としなければならないものとする。

(三) 承継した会社が分割に際して発行した新株を分割した会社の株主に対して割り当てた場合において、承継した会社が(二)により利益準備金その他会社に留保する利益の額を定めたときは、分割した会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額から、これを控除しなければならないものとする。

11 暖簾の評価

分割により暖簾を取得したときは、これを貸借対照表の資産の部に計上することができるものとする。この場合においては、その取得価額を付することとし、その取得の後五年内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならないものとする。

12 分割する会社における簡易な分割の手続

(一) 承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に割り当てない場合において、承継する会社が分割する会社から承継する財産の価額から承継する債務の額を控除した額が、最終の貸借対照表により分割する会社に現存する純資産額の十分の一を超えないときは、その会社においては、2の(一)の承認を得ることを要しないものとする。

(二) (一)の場合には、分割契約書に、分割する会社においては2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を記載しなければならないものとする。

(三) 分割する会社は、分割契約書を作成した日から二週間内に、承継する会社の商号及び本店、分割をすべき時期並びに2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならないものとする。

(四) 分割する会社の発行済株式の総数の六分の一以上に当たる株式を有する株主が(三)による公告又は通知の日から二週間内に分割する会社に対して書面をもって分割に反対の意思を通知したときは、12に定めた手続による分割をすることができないものとする。

(五) (一)の本文の場合における分割する会社についての3及び6の適用については、3の(一)中「2の(一)の株主総会の会日の二週間前」とあり、3の(一)の(3)中「2の(一)の株主総会の会日」とあるのは「6の(一)又は12の(二)による公告、催告又は通知の日中最初の日」と、6の(一)中「2の(一)の承認の決議の日」とあるのは「分割契約書を作成した日」とするものとする。

13 承継する会社における簡易な分割の手続

(一) 承継する会社が分割に際して発行する新株の総数が、その会社の発行済株式の総数の二十分の一を超えないときは、その会社においては、2の(一)の承認を得ることを要しないものとする。ただし、分割する会社の株主に支払をすべき金額を定めた場合において、その金額が最終の貸借対照表により承継する会社に現存する純資産額の五十分の一を超えるときは、この限りでないものとする。

(二) 5により分割する会社又はその株主に移転する株式は、(一)の適用については、分割に際して発行する新株とみなすものとする。

(三) (一)の本文の場合においては、分割契約書に、承継する会社については2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を記載しなければならないならず、2の(一)の(1)及び(10)に掲げる事項は、記載することができないものとする。

(四) 承継する会社は、分割契約書を作成した日から二週間内に、分割する会社の商号及び本店、分割をすべき時期並びに2の(一)の承認を得ないで分割をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならないものとする。

(五) (四)による公告又は通知の日から二週間内に承継する会社に対して書面をもって分割に反対の意思を通知した株主は、会社に対して自己の有する株式を分割契約がなければその有すべき公正な価額で買い取るべき旨を請求することができるものとする。

(六) (五)の請求は、(五)の期間の満了の日から二十日以内に、株式の額面無額面の別、種類及び数を記載した書面を提出してしなければならないものとする。

(七) 第二百四十五条ノ三第二項から第五項まで及び第二百四十五条ノ四の規定は、(五)の場合に準用するものとする。

(八) 承継する会社の発行済株式の総数の六分の一以上に当たる株式を有する株主が(五)による反対の意思の通知をしたときは、13に定めた手続による分割をすることができないものとする。

(九) (一)の本文の場合における承継する会社についての3及び6の適用については、3の(一)中「2の(一)の株主総会の会日の二週間前」とあり、3の(一)の(3)中「2の(一)の株主総会の会日」とあるのは「6の(一)又は13の(四)による公告、催告又は通知の日中最初の日」と、6の(一)中「2の(一)の承認の決議の日」とあるのは「分割契約書を作成した日」とするものとする。

14 分割の公告

(一) 承継する会社が分割に際して発行する新株を分割する会社の株主に対して割り当てるときは、分割する会社は、分割をする旨及び会社の定める一定の日において株主名簿に記載されている株主が分割により承継する会社の発行する新株を受ける権利を有すべき旨を、その日の二週間前、もしその日が第二百二十四条ノ三第一項の期間中であるときは、その期間の初日の二週間前に公告しなければならないものとする。

(二) (一)の場合において会社の分割をしたときは、承継した会社は、遅滞なく、(一)の株主及び株主名簿に記載されている質権者に対して、その株主の受ける株式の式の額面無額面の別、種類及び数を通知しなければならないものとする。

15 分割の登記

会社が吸収分割をしたときは、本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に、変更の登記をしなければならないものとする。

16 分割の効力

(一) 吸収分割は、承継した会社がその本店の所在地において、15の登記をすることによって効力を生じるものとする。

(二) 承継した会社は、分割契約書の定めるところにより、分割した会社の権利義務を承継するものとする。ただし、6の(一)の各別の催告を受けなかった債権者に対する分割する会社の債務については、分割契約書の記載にかかわらず、分割によりその債務が帰属するものとされなかった会社も、また弁済の責に任ずるものとする。

(三) (二)のただし書の場合においては、その会社の責任は、分割の日から二年内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、二年を経過したときに消滅するものとする。

17 分割する会社の競業禁止

(一) 分割をした場合において、分割契約書に別段の特約を記載しなかったときは、

分割する会社は、同市町村及び隣接市町村内において、二十年間、承継する会社が承継した営業と同一の営業をすることができないものとする。

(二) 分割する会社が承継する会社が承継した営業と同一の営業をしない旨の特約を分割契約書に記載したときは、その特約は、同府県及び隣接府県内において、かつ、三十年を超えない範囲内においてのみ効力を有するものとする。

(三) 分割する会社は、(一)及び(二)にかかわらず、不正の競争の目的をもって、承継する会社が承継した営業と同一の営業をすることができないものとする。

18 分割事項記載書面の備置き等

(一) 取締役は、6の手続の経過、分割の日、承継した会社が分割した会社から承継した財産の価額及び債務の額その他の分割に関する事項を記載した書面を分割の日から六月間本店に備え置かなければならないものとする。

(二) 3の(二)は、(一)の書面に準用するものとする。

19 取締役及び監査役の任期

承継する会社の取締役及び監査役で分割前に就職したものは、分割契約書に別段の定めのある記載がある場合を除くのほか、分割後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時に退任するものとする。

20 吸収分割無効の訴え

(一) 分割無効の訴えは、分割の日から六月内に訴えをもつてのみ主張することができるものとする。

(二) 分割無効の訴えは、各会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又は分割を承認しない債権者に限り提起することができるものとする。

(三) 分割無効の訴えは、承継する会社の本店の所在地の地方裁判所の管轄に専属するものとする。

(四) 分割を無効とする判決が確定したときは、各会社は、承継した会社が分割後負担した債務につき連帯して弁済の責任を負い、承継した会社が分割後取得した財産は、各会社の共有に属するものとする。

(五) (四)の場合においては、各会社の負担部分又は持分は、その協議をもつて定めるものとする。協議が調わないときは、裁判所は、請求により、分割の時における各会社の財産の額その他一切の事情を斟酌して定めるものとする。

(六) 第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条、第一百九条及び第一百十条の規定は、(一)の訴えに準用するものとする。

21 吸収分割無効の登記

分割を無効とする判決が確定したときは、各会社の本店及び支店の所在地において、変更の登記をしなければならないものとする。

三 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第二 有限会社法等の一部改正

新設分割及び吸収分割について、所要の規定を整備するものとする。